

農地集約の 基盤整備の進め方は

国の農地整備事業を活用する



村上 孝 議員

問 坏土地改良区内の農地基盤整備は、実施から50年近く経過し、給水設備、排水設備、暗渠設備、排水路が荒廃している。農地を集約し優良農地として次の世代に引き継ぐためには、農地の基盤整備が早急に必要と考えるがどうか。

答 耕作条件の悪い農地の基盤整備を行い、分散した農地の集積集約を一層推進することを目的に、農地中間管理機構関連農地整備事業が創設された。この事業は、地権者である農家の負担無しで事業を



坏土地改良区の沖田

実施できるが、面積条件として一般地域は10ha以上が対象で、この全ての農地に15年以上の中間管理権設定が必要となり、権限は全て中間管理機構に移管され、換地等についても全て事前に了解をされていることが必要である。事業完了後80%以上を認定農業者などの担い手に集積されることが必要で、事業実施にあたりハードルは高い。まずは県などの関係機関と連携し、地元の意向を踏まえながら説明会を実施していく。

避難後住民の 生活再建への補償は

国県、関係機関と協議し決定する



みすずの会
清宮 寿子 議員

問 原子力事故災害対策における被災者の住居と職業の確保、生活資金の支給等、調達方法と費用額を伺う。

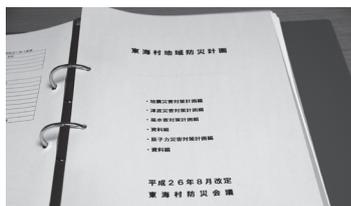
答 国や県、関係機関と協力の下、住宅提督等支援を実施する。費用はその協議の中で整理される。

問 計画の実効性を高めるため早急に協議すべき。協議予定時期は。また計画は村の義務について具体的に記述しているが費用の記述は皆無である。理由は何か。また住民が離散している中、被害状況をどう調査し、損害賠償をどこに請求する

かなど、補償の可能性はあるのか。
答 具体的な事は決まっていない。関係機関と協議の上決定される。被害状況は国、県、関係機関と連携して調査する。賠償請求先は福島事故での対応が例になる。

問 村は避難後の住民の生活・生命・財産を補償することを国と事業者に求め、補償内容を精査することを避難計画の項目に加え、より実効性ある避難計画にすべきと思うが考えは。

答 原子力損害賠償制度の観点上、計画への記載はなじまない。



東海村地域防災計画
原子力災害対策計画編は、62頁にわたり村のなすべきことを記載